

令和8年1月23日

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公 印 省 略)

## 公 示

下記の内容により公募するので応募されたい。  
なお、本公募に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

## 記

## 1. 件 名

将来の弾道ミサイル迎撃体制についての調査研究に係る役務

## 2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 07・08・09年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

## 3. 応募条件

- (1) 日本国内の誘導弾設計・製造の経験を有することを証明できること。(過過去5年間における設計・製造した際の契約書類の写しの提出)
- (2) 誘導弾に関するモデリング及びシミュレーションシステムを納入した実績並びに、その知識を有することを証明できること。(過去5年間における設計・製造した際の契約書類の写しの提出)
- (3) 防衛省による確認済みの特別防衛秘密を取り扱える施設及び人員を有すること。(本役務に従事する予定人員の名簿(名簿には役職名、氏名、年齢、勤務年数、住所、国籍、防衛省が作成する文書等の証明書番号及び資格の有効期限等を記載)の提出)
- (4) 「BMDシステムの技術と統合に関する技術援助協定」を米国側契約相手方と契約履行中であること。(技術援助協定の提示)

## 4. 応募要領

- (1) この公募に、応募を希望するものは、応募条件を満たすことを証明する資料、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し、仕様書4(4)ア、ウ～エに定める本役務の実施体制並びに仕様書6(4)ア～リまでに定める情報保全に係る履行体制に関する資料(詳細は別に示す)を令和8年2月9日(月)の18:00までに提出しなければならない。
- (2) 問い合わせ先  
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話03-3268-3111(代)  
ア 仕様書等の交付場所、応募条件を満たすことを証明する資料等の提出先について  
防衛省大臣官房会計課契約係 河野 内線20822(庁舎A棟10階)  
Email konoyut@ext.mod.go.jp  
イ 応募条件について  
防衛省大臣官房会計課物品管理係 内線20816(庁舎A棟10階)  
Email naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp

## 5. 資料提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、本公募の応募資格を失うものとする。
- (2) 資料提出に要する費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

## 6. 提出資料の審査及び結果の通知

- (1) 資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明をしなければならない。  
また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

#### 7. その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。